

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び定款第22条に基づく評議員、役員等の報酬の基準、額、及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員等とは、評議員及び役員をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (3) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会の出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。

2 役員等の報酬は日額とし、理事会等事業団業務への出席の都度、別表に定める総額の範囲で、同表に基づき支給する。

3 監事が監事監査の業務にあたったときは、別表に定める監事監査報酬を支給する。

4 前3項による報酬は、事業団の職員及び国又は地方公共団体の職と兼職する役員等には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 事業団は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員がその職務を行うための費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近隣地外の旅行に関する者を対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 役 職 | 報酬日額(1人あたり) | 年度総額(1人あたり) |
|----------|-------------|-------------|
| 評議員 | 5,340円 | 30,000円 |
| 理事 | 5,340円 | 30,000円 |
| 監事 | 5,340円 | 60,000円 |
| 監事(監査業務) | 30,000円 | |